

日新信用金庫貸金庫規定

1. 【格納品の範囲】

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債、株券（上場会社の株券を除く）、手形、その他の有価証券
 - ② 貴金属、宝石、その他の貴重品
 - ③ 預金通帳・証書、契約証書、その他の重要書類
 - ④ 前①から③に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 日新信用金庫（以下「信用金庫」という。）は前(1)①から④に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。その場合は、異議申し立ては行いません。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 現金その他のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

【利用目的等の確認】

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借用者は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が前1.に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他信用金庫の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

3. 【鍵等の保管】

- (1) 貸金庫の鍵は正副2個あります。このうち正鍵は借用者が保管してください。副鍵は信用金庫職員が立ち会いのもと、借用者が副鍵袋に封入し借用者が届出の印章により封緘を確認したのち、信用金庫がこれを保管します。
- (2) 全自動貸金庫及び無人受付型半自動型貸金庫をご利用の方には、信用金庫が貸金庫ご利用カード（以下「カード」という。※1）を発行しますので、借用者が保管してください。
- (3) 借用期間満了または解約のときは、正鍵及びカードをただちに信用金庫に返してください。また、副鍵袋の封緘を確認して下さい。
※1. カードは全自動貸金庫または無人受付型半自動型貸金庫について、その借用者とその代理人に発行されます。以下にあるカードに関する規定は、全自動貸金庫または無人受付型半自動型貸金庫の借用者とその代理人に適用されるものです。

4. 【貸金庫の開閉等】

- (1) 貸金庫の開閉を行うことができるのは、借用者、またはあらかじめ信用金庫に届出ている借用者の代理人に限ります。
- (2) 簡易貸金庫、手動貸金庫または有人受付型半自動型貸金庫については、開庫にあたって、信用金庫所定の開庫依頼書に記名及び届出の印章による押印のうえ提出してください。
- (3) 開庫にあたっては、カードを操作機に挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。
- (4) 格納品の出し入れは、信用金庫所定の場所で行ってください。
- (5) 閉庫後は正鍵にて貸金庫を施錠してください。

5. 【カード・暗証番号、鍵の管理、印鑑照合等】

- (1) カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については信用金庫は一切責任を負いません。
- (2) 開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、信用金庫は責任を負いません。
- (3) 使用される鍵について信用金庫は確認する義務を負いません。

6. 【正鍵、カード、印章の喪失時等の取扱い】

- (1) 盗難、遺失、その他の事由によって正鍵、カードまたは届出の印章を喪失したときは、ただちに書面によって信用金庫に届出てください。
正鍵、カードまたは届出の印章を喪失したことによって生じる損害について信用金庫は一切責任を負いません。新しい正鍵またはカードを再発行するのに、相当の期間がかかることがあります。
- (2) 正鍵またはカードを失った場合の貸金庫の開閉は、前(1)の届出に基づき信用金庫から正鍵またはカードの再発行を受けた後に行ってください。
- (3) 正鍵またはカードを失った場合あるいはき損した場合、錠前一式の取り替えに要した費用、及びカードの再発手数料を支払ってください。

7. 【損害の負担等】

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または信用金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について信用金庫は責任を負いません。
- (2) 前(1)の事由による格納品の紛失・滅失・損傷・変質等一切の損害については、信用金庫は責任を負いません。
- (3) 借用者もしくは代理人の責めに帰すべき理由または格納品の変質等により、信用金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

8. 【契約期間等】

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月31日までとします。契約期間満了日までに借用者または信用金庫から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されます。継続後も同様とします。

9. 【貸金庫使用料】

- (1) 貸金庫使用料（以下「使用料」という。）は、ご利用の貸金庫に応じた信用金庫所定の料金表により1年分を前払いしていただきます。振替日は毎年4月5日（休日の場合は翌営業日）とし、借用者が指定した預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときはただちに入金してください。
使用料徴求指定日に引落にならなかった場合は、その日以後1カ月間に亘り再自振が行われます。もし、1カ月間の再自振期間中に引落できなかった場合は、次回振替日までに現金によるお支払などのお手続きをお願いします。
また、当初契約日が4月1日以降の場合の使用料は、契約日の属する月の翌月から最初にくる3月31日までの分を月割計算した額となります。これを信用金庫が指定する日に支払ってください。
- (2) 契約期間中に解約があった場合、前(1)の規定により前払いされた使用料のうち、解約日の属する月から期間満了日までの使用料を月割計算により借用者に返戻します。
- (3) 使用料は諸般の事情により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以降最初の4月1日から適用します。

10. 【反社会的勢力との取引拒絶】

貸金庫は、11. (3) ①、②A. から F. 及び③A. から E. のいずれにも該当しない場合に使用することができ、11. (3) ①、②A. から F. または③A. から E. の一にでも該当する場合には、信用金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

11. 【解約等】

- (1) この契約は、借用者の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カード及び届出の印章を持参してください。信用金庫所定の解約手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明け渡していただくことになります。正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合は、前6.により取り扱います。
- (2) 次の①から⑨のいずれかに該当する場合は、信用金庫はいつでもこの契約を解約することができます。
信用金庫から解約の通知があったときは、直ちに信用金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。
前8. により契約期間が満了し、契約が更新されなるときも同様とします。
 - ①借用者が使用料を支払わないとき
 - ②借用者について相続の開始があったとき
 - ③借用者または代理人の責めに帰すべき事由、格納品の変質等により、信用金庫または第三者に損害を与えもしくは与えるおそれがあるとき
 - ④店舗の改築・移転・閉鎖・貸金庫種類の変更等で信用金庫が貸金庫を廃止するとき
 - ⑤借用者または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥借用名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借用名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧法令で定める本人確認等における確認事項や前2. に定める利用目的等の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると信用金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と信用金庫が判断したとき
- (3) 前(2)のほか、次の①から③の一にでも該当し、借用者との取引を継続することが不適切である場合には、信用金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、信用金庫から解約の通知があったときは、直ちに前(1)と同様の手続きをしたうえで貸金庫

を明渡してください。

①借業者が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②借業者または代理人が、次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前 A. から E. に準ずる者

③借業者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の A. から E. のいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用金庫の信用を毀損し、または信用金庫の業務を妨害する行為

E. その他前 A. から D. に準ずる行為

(4) 前 (2) または (3) による解約後、3 カ月を経過しても格納品の引き取りがない場合、信用金庫は期間を定めて格納品の引き取りを催告します。催告をしてもなお引き取りがない場合は、信用金庫は副鍵入を破封し、貸金庫を開庫のうえ、格納品を一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分します。その処分代金は使用料、その他借業者が信用金庫に対して負担する債務の支払いに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、信用金庫からの請求がありしだい支払ってください。

なお、信用金庫が貸金庫の開庫に際して弁護士等に立ち会いを求めた場合、これに要した費用は借業者の負担とします。

(5) 格納品が金銭に換価しがたい、または即時に換金しがたいと信用金庫が認めたときは、前 (4) の規定にかかわらず、信用金庫は格納品を廃棄することができるものとします。

12. 【貸金庫室の修繕、移転等】

信用金庫は、貸金庫室の修理、その他信用金庫の都合によって格納品の引き取りまたは貸金庫の変更を借業者に請求することができます。この請求は届出の名称・住所宛てに行ないます。請求の通知が延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。この場合、借業者は使用期間中であっても、ただちにこれに応じるものとします。

請求後、3 カ月を経過しても引き取りがない場合は、信用金庫は期間を定めて格納品引き取りの催告をします。催告をしてもなお引き取りがない場合は、前 11. (4) 及び (5) に定めるところにより処理します。

13. 【緊急措置】

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、信用金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について信用金庫は責任を負いません。

14. 【届出事項の変更等】

(1) 次の場合は、ただちに信用金庫に届出で、信用金庫の所定の手続きをしてください。

これらの手続きを怠ったために損害が生じたときは、信用金庫は一切責任を負いません。

①届出の印章を改印、損傷または喪失したとき

②借業者またはその代理人が氏名または住所を変更したとき

③借業者において家庭裁判所から補助人、保佐人、成年後見人もしくは任意後見人の審判を受ける等の身分上の変更があったとき。借業者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき。

④法人である借業者について代表者の変更または消滅等があったとき

⑤その他、この契約に影響をおよぼす事項が生じたとき

(2) 居所不明、その他の事由によって信用金庫の通知を受理できないときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. 【使用方法】

- (1) 貸金庫の使用は信用金庫が定める時間内に行ってください。
- (2) 貸金庫の容器は信用金庫の指定の場所以外には決して持ち出さないでください。

16. 【譲渡、転貸等の禁止】

貸金庫の使用権を売買・譲渡・転貸または質権の対象とすることはできません。

17. 【規定の変更】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、信用金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上